

令和3年度 第6回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）9月10日

日野市教育委員会

令和3年度第6回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)9月10日(金)
14時12分～16時06分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 西田 敦子
委 員 真野 広 委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登
教育部参事 谷川 拓也 庶務課長 伊藤 浩一
学校課長 久保田 博之 中央公民館長 奥住 大輔
図書館長 清水 ゆかり ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課庶務係長 馬場 康二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

真野 広

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事内容

議案

- 第 2 5 号 令和 3 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和 2 年度事業）について
- 第 2 6 号 新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校の臨時休業の専決処分について
- 第 2 7 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

協議事項

- 第 1 0 号 9 月 1 3 日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

請願審査

- 第 3-3 号 都教委の誤った『教科書調査研究資料』の「歴史上の人物名」の欄から、神話の世界の 1 1 個の物体を削除させるよう、また貴教委は今後、同種の『資料』を参考にしないよう、求める請願

報告事項

- 第 1 7 号 令和 3 年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和 2 年度事業）
- 第 1 8 号 令和 3 年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和 2 年度事業）
- 第 1 9 号 令和 3 年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和 2 年度事業）

(議事の要旨)

開始 14時12分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和3年度第6回日野市教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴許可をいたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議と認め傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案3件、協議事項1件、請願審査1件、報告事項3件です。

会議の進め方ですが、まず、請願審査第3-3号を審査し、次に議案第26号、協議事項第10号を協議し、議案第25号から順次審議を進めていきたいと思ひます。

また、議案第27号は、公開しない会議とし、最後に審議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、まず 請願審査第3-3号を審査し、次に議案第26号、協議事項第10号を協議し、議案第25号から順次、審議を進めていきたいと思ひます。

また、会議規則第10条により、議案第27号は、公開しない会議とし、審議します。

[高木教育長職務代理者]

請願第3-3号・都教委の誤った『教科書調査研究資料』の「歴史上の人物名」の欄から、神話の世界の11個の物体を削除させるよう、また貴教委は今後、同種の『資料』を参考にしないよう、求める請願について事務局より説明をお願いします。

○請願第3-3号 都教委の誤った『教科書調査研究資料』の「歴史上の人物名」の欄から、神話の世界の11個の物体を削除させるよう、また貴教委は今後、同種の『資料』を参考にしないよう、求める請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書11ページをご覧ください。

請願番号、請願第3-3号。受付年月日、令和3年8月19日。件名、都教委の誤った『教科書調査研究資料』の「歴史上の人物名」の欄から、神話の世界の11個の物体を削除させるよう、また貴教委は今後、同種の『資料』を参考にしないよう、求める請願でございます。請願者の住所・氏名は記載の通りでございます。次ページの12ページから13ページが請願の趣旨でございます。説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申し出がありましたので請願の事情を述べて頂きますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

事務局は請願者を席に案内してください。それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

〔請願者〕

じゃ、よろしく願いいたします。あの、『教科書調査研究資料』っていうのはですね、都教委が制作し、まあこれも一応法的根拠はあるらしいのですが、市町村教委に送ってくるもの。今年はメールで送ってきたようですが。

今年は皆様ご承知のように自由社という、政治団体が作った教科書が405箇所もの検定意見がついたので、まあ不合格になって、それで1年遅れで合格したということで、それでまあ、そういう資料を都教委が作ったのですが、歴史分野です。

そこですね、非常にこう、神話を異常なほど深く取り上げた会社なものですから、ここにあるように、1番の最初にあるように、イザナギノミコト以下ですね、天照大神とか、これは人間ではないんですよ。物体なんです。生きてないんです。そういったものをね、歴史上の人物だ、人間だと言って、東京都教育委員会は、人間だと断定して明記しているのです。11個の物体というのは、本来人間ではないからカウントしてはいけないのに数を水増ししてですね、117という数をでっちあげている、これが東京都教育委員会のその資料です。非常に問題があります。これ今お見せしますが、私が5月31日に皆様方より先に入手してきましたのでね、都教委で傍聴して、それでまあひどいということに気づいたのです。

で、1-1を見てください。そこにあるようにまあ私たちの要求はですね、資料の中から11個の物体を、人間じゃないですから、人間って箇所に入れるのはおかしいので削除しろ、と。それから数字をですね、117から106に修正しなさい。これが1-2。

それから1-3はですね、あの、これ修正してですね、最近パソコンで、あの、取り消しが、赤で反映できるようになってますので、そういうものをちゃんと作って、東京都教育委員会のホームページに載せてですね、それでまあ、記者クラブにも配りなさい、そういうことです。ただその作成はですね、東京都教育委員会が間違っただけです。ですから、勤務時間外に、まあ、残業手当なしでやりなさい。そういうことも言っておきたいと思います。こんなの税金の無駄遣いですからね。

それから1-5のところですけども、この『教科書調査研究資料』ってのは、社会科については、まあ道徳もそうですけども、極めて政治色が濃いです。右翼的です。ですから、こういうのは有害図書ですから、例えば去年私たちが出した請願、皆さん覚えてらっしゃると思いますが、公民でですね、社会の公民で、基本的人権っていうのは、普通の人ね、まあ、国民主権とか基本的人権を思い浮かべるんですけども、そこにですね、国の権限、といってもやっちゃいけない権限行使ですけども、集団的自衛権の行使とか、交戦権とかおどろおどろしいものを入れて、それで水増し、育鵬社とか、自由社の公民の教科書がたくさん書いてますよって、でっちあげたことを、東京都教育委員会は勝手に取り上げて。こんな『教科書調査研究資料』はいらないと思います。

そういうことで、是非、発行しないように、まあ発行するとしたらですね、やはり今話題のアクティブラーニングやネットリテラシーは書いているようなので、人権とかね、それから生命尊重。それから防災は書いているようなので、といっても自衛隊も書いている

のはちょっと無駄なような気もしますが、防災以外の安全教育、こういったもの、あるいは愛国心以外の道徳なんかの教育が今の時代、重要です。そういったもので作りなさい、と日野市の教育委員会から都教委に言ってほしい。まあそういうことですね、今後もし向こうが送ってきても、こんなものはね、是非捨てていただきたいと思います。

では2番のところですが、私たちは東京都教育委員会指導部管理課の、課長の川口さんのところにですね、どういう基準やどういう理由で11個の物体、人間じゃないもの、神話上の物体を入れたのか理由を聞いたにもかかわらず、東京都教育委員会指導部管理課の川口さんの部下の利根川さんたちはですね、あの、まあ要するにこう、ページを見てください。2ページです。「記載された人物名を抽出し整理して、時代区分に分けて、それで記載したんです」と、これは経緯の説明です。

馬場さんちょっとやめてください。

経緯の説明ですから、理由の説明になっていないんです。ですから私たちは皆様方から東京都教育委員会に、「きちんと理由を明らかにしなさい。なんで生きていない人を人間だと言うのか」と。そういうことはやめてほしい。教育は科学です。科学的にやっていただきたいと思います。まあそういうことで、非常に東京都教育委員会の回答も無駄なといいますか、質問に正対しないものだと言っておきたい。大体この案件はこんな感じですが、この前のときにですね、

[高木教育長職務代理者]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、請願者は説明をまとめてください。

[請願者]

はい、15秒でやります。オリンピック読本のことでですね、皆様不採択と言われましたが、私ども調査しましたらまた別のことが出てきましたので、次回請願として出したいと思いますので、よろしくお願ひします。じゃあ、ぜひ採択してください。じゃあこれで終わります。

[高木教育長職務代理者]

この件につきまして、ご質問があればお願ひします。なければご意見を伺います。

[真野委員]

真野です。よろしくお願ひいたします。

請願者から色々説明を伺いましたが、私はこの請願について結論から申し上げますと不採択と考えます。

この請願は、東京都教育委員会が作成した令和4年度から令和6年度使用の教科書調査研究資料の中学校社会科歴史分野追補版の記述内容について異議を唱えるために日野市教育委員会に作成者である東京都教育委員会に対して是正を求めてほしい、またこの資料を参考にしないでほしい、との内容と理解しました。私が不採択の理由として以下の点を挙げたいと思います。

日野市教育委員会は東京都教育委員会が作成したこの調査研究資料を評価したり正したりする立場でもなく、この資料はあくまでも東京都教育委員会が作成したものであり、日野市教育委員会としては参考資料の一つとしての位置付けと理解しております。またこの請願を読みますと請願者が何故、日野市教育委員会へ請願をされたのか、理由も読み取れ

ませんでした。従ってこの資料の内容に対して異議を唱えるのであれば、請願者は既に実施をされているようではありますが、作成者である東京都教育委員会宛にすべきものであると考えるからです。

また請願者をご存知かと思いますがご参考までにお話をすると、令和3年度第5回日野市教育委員会の定例会において令和2年度に採択した帝国書院の教科書を継続して使用することをすでに採択しております。教科書採択にあたっては教科書を読み込み、教科委員会の先生方の報告内容や、選定替えした場合の影響など色々な観点から確認をし、判断した上で、現時点で教科書を替える理由は見当たらないとの結論に至っております。私からは以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございませんか。

[東委員]

冒頭のご説明ありがとうございました。本請願に関して、私は不採択と考えます。

昨年9月に請願審査した件と扱っているものは異なりますが全く同様の仕立であり、本件も日野市教育委員会で協議、回答すべきものではないと判断しております。よって理由に関しても昨年度と全く同じではありますが、2点述べさせていただきます。

1点目、本請願は東京都教育委員会が作成した資料、教科書調査研究資料に関するものであるため、東京都教育委員会と請願者で行っていただくべきものと考えます。こちらに関しては既に東京都教育委員会と請願者は対等のやり取りをされているようですので、日野市教育委員会として言及する必要はないと考えます。

2点目は東京都教育委員会が編纂した教科書調査研究資料について、請願者が指摘している箇所が日野市の教科書採択に大きな影響は全くないというところでございます。こちらでも昨年度回答させていただいておりますが、日野市教育委員会の教科書採択の方法はしっかりとした仕組みの中で多くの教員、保護者、市民のご意見などを取り入れ、非常に多くの時間と行程を費やして調査・研究し、教科書選定をしております。具体的には委員全員が教科書を全体的に読み込んで、学習指導要領や日野市の第三次学校教育基本構想を踏まえて、学校現場の先生方の教科委員のご説明をしっかりと聞き、審議会答申の読み込みをしております。児童生徒たち、先生方が使いやすいか、楽しく学びやすいか、協働的な学びに発展する仕掛けがあるかなど内容だけが判断材料ではないことを含めて、総合的に判断をしております。東京都教育委員会作成の教科書調査研究資料は調査研究の中であくまでも一つの参考資料として位置付けをしております。よって請願者が指摘、危惧するような箇所が日野市の教科書採択に大きな影響を与えることは全くありません。

前述の理由から、東京都教育委員会に修正するよう強く求めて欲しいや、資料を無視して欲しいという趣旨の請願は受け入れがたく内容が変わっても今後も同様であると考えております。以上のことから不採択とさせていただきます。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員]

西田です。よろしく申し上げます。請願について私の考えを述べさせていただきます。

請願は東京都教育委員会が令和3年5月に作成した令和4年度から令和6年度使用の中学校教科書調査研究資料に載っている古代までの歴史上の人物名から神話の世界の11の物体を削除、数の修正、訂正版の配布、謝罪などを求めています。しかし、昨年の令和2年に作成した令和3年度から令和6年度使用の中学校教科書調査資料の古代までの歴史上の人物の欄にも古事記や日本書紀に神話として書かれた神々の名前が掲載されています。数の多い少ないはありますが、全ての教科書から神々の名が抽出されています。にもかかわらず何故、今年度検定を通った教科書に限って神々は科学的生物学的に人間ではなく物体であるとし、教科書調査研究資料から名前の削除や、謝罪などの請願が出されたのでしょうか。数も他社と比べて特に多いとは言えず理解できないところです。一貫性が感じられません。

2つ目は請願の対象となっている自由社の歴史の教科書については、今年の8月に行った第5回日野市教育委員会定例会で協議の末、採択替えをしないことを決め、継続して帝国書院の使用を採択しましたから、日野市の学校では使用していません。従って採択しなかった教科書に関しての請願を取り上げる意味が感じられません。

3つ目は質問に関して東京都教育委員会は教科書調査研究資料に教科書に書いてある人物を記載することについての方針を述べており、特に質問に正対していないとは思えません。これ以上は請願者と東京都教育委員会とが話し合うことだと思います。

4つ目、請願は神話に書かれた神々を科学的、生物学的に人間ではなく、物体であると言っています。それなら桃から生まれた桃太郎も月に帰ったかぐや姫も科学的、生物学的に人間ではないから物体であると言うのでしょうか。これでは子供たちの夢を壊してしまうばかりではなく、世界中にある神話や昔話を否定することになります。古事記や日本書紀には長い日本の歴史の中で様々に伝承されてきた人々が愛や哀しみ、嫉妬や憎しみ、そして不思議な力を持った人間として歌を織り交ぜて生き生きと描かれています。殊に古事記は歴史書であると同時に読んだ人の心に深い印象を残す優れた文学書だと思っております。様々な考えがあることは否定しませんが、科学的、生物学的に人間でないものを物体とすることを前提とした請願には共感できません。

5つ目です。日野市教育委員会が教科書研究調査資料を採択の参考にせず無視することの請願についてです。教科書の採択は教育委員にとって重要な責務の一つです。これから今まで則ってきた筋道に沿って誠意を尽くし、日野市の児童生徒に対して最も適した教科書を採択していきます。教科書調査研究資料を資料として今まで同様扱っています。

以上の考えに立って本請願は不採択とします。

[高木教育長職務代理者]

最後に私の意見を述べさせていただきます。私も本請願は不採択と考えます。理由についてですが、1つには本請願には東京都教育委員会が作成した資料に関するものであり、請願者と東京都教育委員会の間で行うべきものと基本的に考えます。また1項及び2項にわたる個別の要望事項の記述がありますが、いずれの項目も当教育委員会が請願者に成り代わり東京都教育委員会に要請する理由が理解できません。

2つ目として東京都教育委員会作成の教科書研究調査資料を今後参考としないように求めています。これは各教育委員や当教育委員会が判断すべき事項と考えます。また当教

育委員会では請願者が考えるような東京都教育委員会が作成した資料に頼り切った教科書審議はしておりません。以上の観点で本請願は不採択と考えます。

ほかにご意見はございますか。

なければご質問・ご意見はこれにて終結します。

委員の皆様のご意見としては不採択という意見ですので

都教委の誤った『教科書調査研究資料』の「歴史上の人物名」の欄から、神話の世界の11個の物体を削除させるよう、また貴教委は今後、同種の『資料』を参考にしないよう、求める請願 これを不採択とすることにしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。請願第3-3号は不採択とすることに決しました。

次に、議案第26号・新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校の臨時休業の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第26号 新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する
日野市立小・中学校の臨時休業の専決処分について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書3ページをご覧ください。

新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校の臨時休業の専決処分についてご説明いたします。

提案理由でございます。新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校の臨時休業について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長職務代理者専決により臨時休業を決定しましたので報告し、承認を求めるものです。

政府は7月8日(木)、基本的対処方針において緊急事態宣言の期間延長及び区域変更を行い、東京都について令和3年7月12日(月)から8月22日(日)までを緊急事態措置を実施すべき期間としました。その後、7月30日には新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更を発出し、東京都について緊急事態措置を実施すべき期間を8月31日までとすることといたしました。さらに8月17日には新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更を発出し、東京都について緊急事態措置を実施すべき期間を9月12日(日)まで延長することといたしました。

これを受けて8月21日(土)に小学校校長会と中学校校長会の役員の校長先生を招集して臨時の校長役員会を開催いたしました。臨時の校長役員会では8月25日(水)から始まる日野市立小・中学校の教育活動及び9月1日から始まる市立幼稚園の教育活動について意見交換を行い、子どもたちの安全と安心を確保する、子どもたちの学びと育ちを支えるという観点から子どもたちの感染症への不安を低減した上で教育活動を継続すること。エッセンシャルワーカーである保護者を支えるため子ども部と連携して子どもの居場所を確保する。ということについて確認をいたしました。そして8月22日(日)午前10時から開催された日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議では臨時の校長役員会で確

認されたことについて報告し、令和3年8月25日（水）から29日（日）までを臨時休業とすること、9月1日（水）から9月10日（金）までは分散登校・分散登園とすることなどの方向性について承認を頂きました。その後8月22日（日）の午後に開催された令和3年度第5回教育委員会臨時会では、市の対策本部会議で承認されたことを元に2学期の授業開始にあたっての実際の対応について協議を頂き、小中学校については令和3年8月25日（水）から8月29日（日）までを臨時休業とすること。8月30日（月）に始業式を延期し、9月1日（水）から9月10日（金）までを午前授業や分散登校とすること。幼稚園については9月1日（水）から9月10日（金）までを分散登園とすることなど教育委員会の方針を確認していただきました。そして8月23日（月）には臨時の園長会・校長会を開催し、2学期の授業開始にあたっての対応について共通理解を図り、令和3年8月25日から29日までを臨時休業とすることなどについて教育長職務代理者による専決処分を行い、議案書の4ページから8ページに記載の通り、新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校・幼稚園の対応についての文書を8月23日（月）付けで各学校及び幼稚園へ発出いたしました。各学校及び幼稚園からは9月10日（金）までの教育活動について保護者にお知らせを行いました。現在各学校・幼稚園は教育活動の方針に沿って感染予防対策を徹底し、教育活動を行っています。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。

質問がございましたらお願いいたします。

[真野委員]

丁寧なご説明ありがとうございました。ご説明いただいた方針に基づいて進めてきているわけですが、実際に臨時休業中の学校の様子や、分散登校期間中の状況について教えていただければと思います。またコロナ禍での見守りの状況や、感染症への不安から登校を控えている児童生徒の様子などわかる範囲で教えていただければと思います。

[谷川教育部参事]

それでは、臨時休業中の学校の様子についてご説明いたします。現在8月25日から27日まで臨時休業とさせていただきます、子供たちの見守りのみをさせていただきました。見守りをさせていただきました人数は全小学校で707名、全児童の7.5パーセントが利用しています。

続きまして学校の様子でございます。30日から隔日で分散登校をさせていただいております。これは1学級あたりの児童生徒数を20名程度とするためでございます。豊田小学校、日野第八小学校、平山中学校は8月30日と31日に分かれ、始業式を実施しております。また8月30日から時間別で分散登校を開始した学校が、日野第五小学校、旭が丘小学校でございます。また日野第一小学校、東光寺小学校は学校規模が元々小規模だったため、分散登校をせずとも20人程度の学級編成をできるということですので、通常の教育活動を行っております。9月1日から10日までの分散登校期間でございますが各学校工夫をしながら安全安心な環境作りを行い、教育活動を進めております。オンラインでの朝学活、校庭での検温など子供たちの健康観察を進めております。また家庭でも学習で

きるようにということでクロームブックを活用した学びも進めています。多くの学校では2日間同じ内容の授業を行い子どもたちの指導をしているケースが多くありました。

今回の分散登校では子どもたちに給食を提供しておりますが、分散登校で登校したお子様、見守りで登校しているお子様についてはソーシャルディスタンスを保ちながら給食を提供させていただいております。

この期間の感染症不安による出席等停止の児童生徒の様子ですが小学校ではおよそ1パーセント、中学校では0.4パーセントの児童生徒が感染症不安による出席停止になっております。出席停止の児童生徒への学習支援ですがグーグルミートで授業を配信することやグーグルクラスルームで課題配信、提出を行っております。またオンライン環境のないご家庭に関しましては教材を準備し学校へ取りに来てもらったり、家に届けたりして子供たちの学習を確保すること電話で進捗状況を確認しています。

分散登校を実施しての保護者の声でございますが「分散登校でも朝の会で細かい健康観察が行われ、皆が繋がれる時間があり、子どもたちが楽しみにしている」「オンラインの授業に参加できとてもありがたかった」「見守りをさせていただきとても助かった」などの評価をいただいております。一方でオンライン授業に挑戦いたしましたら家族のテレワークと子供のオンライン授業が同時に重なりますと Wi-Fi 環境が整っておらずどちらもできないといった課題も明らかになりました。

今回の分散登校を実施する前に全校で各家庭にお電話をさせていただきましてお子様の状況、家庭の状況の聞き取りを十分に頂きました。この点が保護者の皆様に安心感と教育活動へのご理解を深めていただいたと感じております。以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問ございませんか。

一点高木からよろしいでしょうか。

ただ今言及がありましたが児童生徒が PC 端末をご自宅に持ち帰り使用されているということで、ともするとオンラインを活用することによって色々な学習上の課題が解決するのではと考えるたくなるのです。先週今週実行するにあたって見えてきた課題問題についてもう少し具体的に話せる範囲で結構ですのでご説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。オンラインで子どもたちから先生への声掛けが少なくなるというのは聞いております。子どもたちの直接の思考や反応を十分に教員が把握するのが難しいという声が届いております。またご家庭によって Wi-Fi 環境が大きく異なっていることが大体把握できてきました。各家庭で契約されている Wi-Fi 環境が異なり、双方向で通信や課題配信をすることが難しいということも分かってまいりました。今後は Wi-Fi 環境を一定のレベルへ通信環境を整えていくことが必要ではないかと考えております。

[高木教育長職務代理者]

ありがとうございました。ほかにご質問はございますか。

なければご意見を伺いたいと思います。

[西田委員]

8月25日（水）から29日（日）まで臨時休校として8月30日（月）を始業式としたことは正しい判断だったと思います。8月に入り全国的にコロナ感染者数が非常に増えました。アルファ株からデルタ株へ変わったことにより感染力が高まり感染後の重症化スピードが速く医療現場も厳しい状況にあると聞きました。家庭の不安も増しており、子どもを感染から守る、学校の安全体制を整えるためにも校長先生方の意見を聞いたうえで行った臨時休校は正しい措置であったと考えています。また9月1日（水）から隔日の分散登校を行っております。課題もそれぞれに無いわけではありませんが保護者からはプラスの評価もいただいております。昨日緊急事態宣言が更に今月末まで延長と決まりました。9月13日（月）以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてしっかり考えていきたいと思っています。

[高木教育長職務代理人]

ほかにご質問・ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

なければ終了します。

お諮りします。

新型コロナウイルスデルタ株の感染増加に対する日野市立小・中学校の臨時休業の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理人]

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり承認されました。

では、次に、協議事項第10号・9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について、事務局より説明をお願いいたします。

○協議事項第10号 9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

[伊藤庶務課長]

追加の議案書1ページをご覧ください。協議事項第10号・9月13日以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてご説明いたします。

政府は9月9日（木）、東京や大阪など19都道府県について緊急事態宣言を9月12日（日）から9月30日（木）まで延長することを新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定いたしました。現在日野市立小学校中学校については午前授業、分散登校などを。日野市立幼稚園については分散登園などをおこなっておりますが、9月13日（月）以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてご協議をお願いするものです。なおこの協議の結果は日野市特措法新型コロナウイルス対策本部長である市長に報告をし、方針を決定したのち学校を通じて保護者にお知らせをする予定です。詳細につきましては教育部参事よりご説明致します。

[高木教育長職務代理人]

教育部参事、お願いします。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。それでは9月13日（月）以降の日野市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてご説明致します。

まずその前に前回決定いたしました緊急事態宣言期間中の分散登校が12日で終了いたします。13日以降は通常の登校となりますが、この間の対応策につきまして緊急事態宣言が延長された部分もございまして方針を提案させていただきたいと思っております。

前提についてお話をさせていただきます。まず今回の緊急事態宣言中分散登校とさせていただきました背景についてデルタ株による感染拡大が懸念されておりました。しかし近隣市、日野市を含めた27市中5市が特別な対応を取っております。それ以外の市は全て9月1日から通常の教育活動を再開しておりますが現在学校においてクラスター等の発生はございません。併せて日野市に隣接する市のコロナウイルス感染者数を確認していたところ立川市が児童生徒の感染を発表しておりますが9月1日以降陽性者9名発表されておりますが全て家庭内感染が推測される状況であるということです。それ以外の市においても児童生徒の区別は行われてはおりませんが学校においてのクラスター発生は無いということで確認をしています。また日野市におきましても陽性者の発生の状況は非常に少なくなってきたと確認できています。このような状況を踏まえまして9月13日以降は通常の授業が出来るとこちらは判断しておりますが、デルタ株に対しての不安感や今後の対応については注視していきたいと考えましてこちらを提案させていただきます。

対応する期間は議案書2ページをご覧ください。対応する期間ですが緊急事態宣言が延長された期間と緊急事態宣言解除後、最初の教育委員会までの期間と考えています。教育活動の方針でございますがまずは文部科学省が示したガイドライン、管理衛生マニュアルに基づいた感染予防、感染対策を徹底してまいりたいと考えております。

2点目です。新型コロナウイルス感染症に不安を持つ児童・生徒・保護者の心に寄り添い教育活動を進めていく。

3点目、9月13日、14日は午前授業とし、全児童・生徒が登校する。

4点目、小中学校は空き教室等を活用し、教室あたりの児童生徒数を減らした授業を工夫して行っていただきたいと考えております。

5点目は、学習指導要領に示された基本的な考え方にに基づき教育課程を編成し、学校教育活動を実施する。

6点目が児童生徒等の心のケアについてです。

その中で特に2点目、新型コロナウイルス感染症に不安を持つ児童・生徒・保護者の心に寄り添い教育活動を進める、でございますが、現在コロナウイルス感染症に対して不安を抱え登校していない児童生徒が小学校でおおよそ1パーセント。中学校でおおよそ0.4パーセントいらっしゃいます。今後全員登校になることを踏まえすと登校を控える方が増えていくことが予測されます。そこで登校を見合わせている児童生徒については家庭と学校を繋げ、一人ひとりの学びを支えるために学習用端末により授業の様子を家庭に送信すると共に子どもの様子を把握するよう努めていただきたいと思いますと考えております。

また新型コロナウイルスの陽性者がある場合でございますが、保健所や学校医等の関係機関と連携し、正確な情報提供に努めていただきたいと思います。学級閉鎖等を行わなければならない、もしくは保健所の調査が間に合わない場合も想定されております。その場合

には日野市独自の PCR 検査等を活用し児童・生徒・保護者の不安を低減できるよう学校には努めていただきたいと考えております。特に9月13日、14日は全員登校を始めたと考えていますが、感染不安が多いと予測されますので、保護者への対応を行うために午前授業とさせていただきたいと考えております。そのため放課後は感染への不安から登校できない児童・生徒・保護者への対応を行っていただきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症へ不安を持つ幼児・児童・生徒・保護者と連絡をとり丁寧な対応を行っていただきたいと考えております。こちらが大きな活動方針となります。

続いてこれまでと大きく変更されている点として感染予防・感染防止対策になります。飲食の場面で特に感染リスクが高まるため換気について十分に徹底して行っていただきたいと思います。

教育活動についてでございますがデルタ株ということを考慮し、緊急事態宣言中につきまして感染対策を講じてもなお感染リスクが高い教育活動については実施しない方向でお願いしたいと考えています。しかし緊急事態宣言が解除された後、行動基準レベル2の対応を基本としていただいて可能な限り感染対策を行っていただいた上でリスクの低い活動から徐々に検討していただきたいと考えております。

次ページをお開きください。児童生徒が学年を越えて、一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止をお願いしたいと考えております。今後小学校では運動会等の大きな行事が計画されておりますが、感染リスクを下げるような工夫をしていただいて実施をしていただきたいと思います。

続いて部活動についてです。緊急事態宣言発令期間中は中体連が主催する大会への参加以外、学校が企画する他校との練習試合・合同練習は禁止していただきたいと思います。

続いて学童クラブ・新たな放課後子ども教室との連携ですが、こちらは子どもたちが安心して生活することが出来るように学童クラブや新たな放課後子ども教室と情報共有をしていただき、子どもが安心して過ごせる環境を作っていただきたいと思います。

以上のことに配慮して今後教育活動を継続していただきたいと思います。ご協議のほどよろしくお願いたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[東委員]

ご説明ありがとうございました。夏休みに突入してから東京都の感染者数が急激に増え、デルタ株が蔓延し感染のスピードも上がりました。日野市に関して夏休み中も含めて、わかる範囲でいいので、児童・生徒の感染の推移を教えてください。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。児童生徒の夏休みから現在までの感染者の推移でございます。8月23日から29日の週が、夏休み中一番感染者が出た週でございます。次に高かったのが一週前の8月16日から22日の週でした。それぞれ把握している人数は小学校・中学校併せて15名、11名となっております。その後8月30日から現在に至るまで数

値は大きく減り、直近の今週は小学校・中学校併せて2名となっております。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問はございませんか。

[真野委員]

9月13日以降の内容についてご説明ありがとうございました。説明の中にもでてまいりましたが、感染症の不安を持つ児童・生徒・保護者の皆さんの思いに寄り添い教育活動を進めていくということで考えてくださっているのですが、小学校で1パーセント、中学校で0.4パーセントとの報告もありました。今後通常の教育に戻すにあたって不安の払拭と申しますかそういったことが大事になってくるのではと思います。重なるかと思いますが改めて惨事からご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

[谷川教育部参事]

保護者の皆様につきましては不安な点がどうしても大きいと思います。ただできるだけ私たちもご不安な気持ちに寄り添って不安感を軽減させていきたいと考えております。一番大切なことは科学的な、事実に基づいて説明していくことが大事だと考えております。

先ほど申しましたように近隣市を含めた27市町村で情報交換を行います。現在クラスターは発生していないのが常のようです。これまで行ってきた感染予防・感染拡大防止対策を徹底することで子どもたちへの感染症を防ぐことが出来る程度照明できているのではないかと思います。

先ほど学校課長からも報告がありましたが子どもからの感染、これらは全て家庭内感染だと捉えております。そういったことも含めまして子供同士の感染確率は非常に低いということも保護者の皆様に伝えていきたいと思っております。

また一時期保健所がひっ迫しまして調査に非常に時間がかかる、中々濃厚接触者の特定ができないというような時期もありました。その後市でも独自のPCR検査等企画して下さって、不安のある方には柔軟に対応できるような形に整えてくださっています。こういったところを活用し、ワクチン接種を希望した教員はほぼ接種を終了したというのをございますので保護者の皆様に事実をお伝えする形で安心安全な授業を進めていければと考えております。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員]

質問です。教育活動の方針に「9月13日(月)、14日(火)は、午前授業とし、全児童・生徒が登校する。」とありますがそれ以降は通常授業とするような文言はないのですがどうなのでしょう。文言を入れたほうがわかりやすい気もするのですがお考えを聞かせてください。

[谷川教育部参事]

こちらにつきましては9月12日までの緊急事態宣言期間中の教育活動については分散登校とするという特別な対応をしておりましたので終了以後は通常の教育活動を前提として考えておりました。その為ここに文言は掲載しておりません。しかし西田委員のご指摘のように教育活動としては通常の教育活動を行うということを示すことで学校にわか

りやすく伝えることができるのであれば是非教育活動の方針に通常の教育活動を進めていくことを明記してきたいと思います。

[高木教育長職務代理者]

ほかにごいませんか。なければご意見を伺います。

[真野委員]

9月13日以降の日野市立小学校・中学校・幼稚園の対応について通常の教育活動に戻すことを前提にした内容になっておりますが私はこの内容に賛成させていただきたいと思います。その上で先ほども質問いたしました、感染症に不安を持つ児童・生徒・保護者の皆さんが実際にいらっしゃるということ踏まえて寄り添いながら丁寧に活動を進めていただきたいと思います。特に臨時休業中に先生方は各家庭に電話をしてくださったり、オンラインで家庭訪問をしたと伺いました。先生方は本当に大変だったと思いますがそれがあればこそ保護者の皆さんも児童生徒の皆さんも安心して繋がったのだと思います。それぞれ不安という言葉で括ったとしても中身は様々でありましょうし、また頭の中で描いているリスクも色々多岐にわたるのかなと思います。丁寧な対応で今後もリスクや不安を払拭できるような対応をお願いできればと思います。私からは以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございませんか。

[東委員]

事務局の提案は夏休みの爆発的な感染者増を踏まえての分散登校、また現在の減少したところを受け新たな方針、学びの保障、全員登校通常授業に段階的に戻していくということで賛成です。

まず少し振り返りまして分散登校に関して感想を申し上げますが、夏休み明けの分散登校の判断は非常に良かったと思います。また夏休み明けの初日、よく言われている話ですが自殺の傾向が多くなる日です。行きづらく不登校になるきっかけの多い日でもありますので子どもたちにとってゆるやかなスタートというのはコロナ禍だけでなくも非常に良かったのではないかと思います。また隔日の登校となり、一部の生徒児童はクロームブックを家庭に持ち帰りオンラインで授業やホームルームの配信を試みたと伺いました。朝の会や帰りの会、オンラインで繋がる安心感や課題の確認、登校していない子も起床して生活のリズムが整っていたと聞いております。短い期間ではありましたが学校にとっても家庭にとっても非常に有益な時間だったと思います。実際にやってみてわかることもあると思います。今回はレンタル Wi-Fi やギガ数の上限などで授業の配信に少し無理があるということも初めてわかったと聞きました。いろいろな工夫はこれからも必要であるということがわかりました。

そして今回の新しい方針に関してですが、通常授業に戻す週初めの2日間は午前中のみで全員の通常登校に戻していくということに関してです。現在保護者の方々が抱えている不安に対して丁寧に対応する必要があると感じました。まだ中学生に関してもワクチンの接種が終わってなく、小学生は年齢的にワクチンが接種できません。日野市独自の PCR 検査を用意してくれたことはすごくありがたいことですが、罹患させたくないという強い思いがあることを聞いております。やはり登校不安を抱えているご児童家庭に関しては寄

り添っていただく対応は非常に大切なことだと思います。どうぞよろしく願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見ございませんか。

[西田委員]

13日と14日の2日間を午前授業としてその後通常の教育活動に戻していく考え方についてですが私は児童生徒の健全な成長、心身の発達、成長のためにも大切なことだと思います。当然感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上のことですがそれを行いながら通常の生活に戻してあげたいと思います。やはり保護者や児童の感染への不安があることも十分承知しております。先ほど説明がありましたようにその不安を軽減するために色々な予防策をとることに加えて日野市でもPCR検査の企画が出されていること、また希望する教員のワクチン接種がほぼ終了したこと、学校医と保健所の連携が十分行われて性格な情報が得られること、などの説明もありました。そういったことをきちんと保護者に伝えながら、様々な制約はありますがその中で行える最大限の良い教育活動を行ってほしいなと願っています。その為にも教育委員会は努力して応援していきたいと思います。

[高木教育長職務代理者]

私、高木の意見も述べさせていただきます。今回提議させていただいております9月13日以降の教育活動について賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。8月30日から9月10日までの家庭や学校の様子を聞きますと分散登校やオンラインでの各種活動をこのまま継続するのは厳しいのかなと感じています。今後は感染リスクと学びの保証や心のケアといった児童生徒の生活とのバランスがポイントだと考えます。特に感染症の不安への対応について今回日野市独自のPCR検査の導入等々含めて新しい対応等も提起頂いております。従来の予防策も踏まえながら合わせて行っていくことで効果が見込めるのかなと考えます。そういったことで可能な限り工夫をして通常の教育活動を進めていくことが大切だと考えております。

ほかにご意見をお願いいたします。なければ協議事項第10号を終了いたします。

次に、議案第25号・令和3年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和2年度事業）について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第25号 令和3年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び
評価報告書（令和2年度事業）について

[伊藤庶務課長]

議案書1ページをご覧ください。議案第25号・令和3年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和2年度事業）についてご説明致します。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和2年度事業）を作成し、日野市議会に提出するものでございます。なお点検評価の実施方法につきましては点検評価の客観性を確保するため教育に関し学識経験を有する山口

仁一氏及び蟹江杏氏からご意見をいただいております。

2 ページをご覧ください。教育委員会の活動状況の点検・評価についてでございます。本章におきましては1.教育委員会の組織、2.活動状況の概要、3.点検・評価、4.学識経験者の意見を掲載しております。また7ページから17ページは令和2年度教育委員会活動状況を記載しております。

18 ページをご覧ください。主要な取り組みの執行状況の点検・評価についてでございます。

19 ページをご覧ください。学校教育部門の主要な取り組みを記載しております。次ページには生涯学習部門の主要な取組を記載しております。

21 ページをご覧ください。評価対象事業について表にまとめたものでございます。22 ページをご覧ください。主要な取り組みの執行状況、点検、評価につきまして先ほどご紹介いたしました2人の学識経験者のご意見を38ページまで掲載しております。

39 ページをご覧ください。各評価対象事業の自己評価を57ページまでにかけてまとめたものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。

質問がございましたらお願いいたします。

質問がなければご意見伺います。真野委員、お願いします。

[真野委員]

今回の評価報告書の内容を読ませていただきました。また評価いただいた学識経験者山口代表と蟹江さんのご報告、直接お話を伺って色々な観点で見ることの大切さを教えていただきました。特に山口さんからのご意見の中には風越学園の資産をいかに日野流に持ってくるのかという観点、視点の大切さを教えて頂いたかと思えます。また蟹江さんからのお話の中には私自身も感じていますが教師こそ最大の教育環境だと感じています。そんな観点でわくわくプロジェクトについても参加できた先生とできなかった先生の意識の差。また先生方の自尊感情を大切にしながらいかに最大限の力を発揮して頂けるように先生ご自身の色々な力を磨いていくところとかそういった観点での言及を頂いてですね、色々な示唆を頂いたなと感じております。大変ありがたいなと思っております。

42 ページにオリンピック・パラリンピック競技の推進という箇所がありますが今回残念ながら子どもたちに観戦してもらうことはできませんでした。しかし今後の課題にも書かれていますが「オリンピック・パラリンピック教育のプロセスの中で子供たちに刻まれたことを、次の世代にどのようにつなげていくかということ」子どもたちが今回のオリンピック・パラリンピックで感じたことを是非熱いうちにお互いに自分自身の感じた観点はそれぞれ一人ひとり違うと思うのです。自分がどう感じたのか、お互いにどういった気づきがあるのかをお互いに気づき合うような形で是非今回の機会をレガシーにしていけるようなことが出来ればと思います

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員]

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の中で当初計画していた事業を延期又は中止せざるを得なかったことも事実です。しかし学校教育部門も生涯学習部門も関係者全員で知恵を出し合い、IT技術を取り入れ新たな方法を工夫して感染予防を語りながらできる取り組みを一生懸命行ってきました。そこには今後の可能性を広げる新たな事業がたくさん生まれています。報告書にはそうした事が詳しく記載されています。なお点検評価にあたってはお話にありましたように市民を代表してお二人の学識経験者から専門的な立場から事業に関して詳細にわたって点検して頂き、的確で先進的な評価と意見を頂きました。これらは今後にしっかり活かしていこうと思っています。貴重な評価とご意見は報告書に記載してあります。報告書を議会に提出して市民の方々の理解とご意見を頂きたいと思っております。

なお、42ページのオリンピック・パラリンピック教育の推進の項ですが、オリンピック・パラリンピックの現場で観戦することはできず映像を通しての観戦となりました。しかし子どもたちに刻まれた印象は非常に強いものがあったと思います。それを今後の自分の成長にどう生かしていくのか、軸としていくのかが大きな課題だと思いました。その成長に生かしてほしいと思います。そのためにも感じたり考えたことを絵や文で残してほしいです。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございますか。

最後に私から、既にお二人からもございましたが学識経験者から昨年度はコロナということで学校の急な臨時休校や生涯学習部門の休館等々があったにもかかわらず関係者のご協力で色々な授業ができて二人の学識経験者から高い評価を頂いたことには関係者の努力に感謝御礼を申し上げたいと思います。

また評価いただいた中で私は特に個の状況に併せた不登校を抱えた児童生徒への支援では非常に日野市の取り組みについて温かいお褒めの言葉を頂いていると理解をしています。引き続き厳しい状況の中での教育事業の推進となりますが今後に向けた評価、ご意見を頂けたらありがたいなと感じております。以上です。

他にご質問ご意見はございませんか。なければご質問・ご意見はこれにて終結します。お諮りします。

令和3年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和2年度事業）についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決されました。

報告事項第17号・令和3年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第17号 令和3年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書
（令和2年度事業）

[奥住中央公民館長]

報告事項第17号・令和3年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、評価書の1ページをお開きください。1.はじめに では平成21年度から公民館の運営に関する評価を開始した経緯を記載しております。その下2評価の目的こちらを記載しておりますがこの目標をまた目標を達成するために公民館は毎年1回運営状況についてこのような評価を行い、報告書を作成し教育委員会に提出すると共に市民に公表いたします。

2ページ目の4.評価の実施方法をご覧ください。評価は社会教育法で設置されている公民館長の諮問機関であります第28期公民館運営審議会委員のご意見を頂く方法で行いました。

その下5.評価の対象をご覧ください。評価の対象となる項は令和2年度中央公民館基本方針にある3つの基本目標と基本施策9項目及び重点施策5項目を対象とし各事業を項目ごとに評価にまとめてあります。

次に6.評価の結果をご覧ください。3ページの下段から4ページにかけて公民館運営審議会からの総評を記載させていただいております。

次に5ページ中段から6ページにかけて記載させていただいております、公民館の自己評価をご覧ください。令和2年度公民館事業基本施策9項目及び重点施策5項目を踏まえまして89事業公民館主催事業の参加者は延べ6353人。また中央公民館と高幡台分室の施設利用者を含め年間で延べ3万1057人の方たちが中央公民館の事業に関わったという結果となっております。コロナ禍による臨時休館、公民館主催事業にいたっては中止せざる負えない状況が続き、サークルへの貸室利用の自粛及び定員の半分での貸し出しを促したため、令和元年度と比較すると実績数値が下回っております。その中で学びを止めないコロナの状況を注視しながら、今、公民館ができること、また公民館でできることを、職員間で知恵を出し合い、前向きに取り組み、その成果として、新しい生活様式に合わせた「新しい学びのカタチ」を模索し、少しずつでも成果につながる道筋を見出しました。

次の9ページ以降につきましては、基本施策9項目及び重点施策5項目を踏まえた評価表となります。事業項目ごとに概要・成果・運営審議会からの意見・今後の課題と改善策を記載しております。

最後に23ページ以降は参考資料として「公民館事業のあらまし」他資料を添付しております。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。真野委員、お願いします。

[真野委員]

評価書のご報告ありがとうございました。自己評価の中にも書かれておりますが、今回コロナ禍でオンラインによる開催をせざるを得なかったところで逆に今までだと公民館に

足を運ばないと参加できなかったが、時間や空間を超えて参加できる環境を作ることが出来たのではないかと思います。今後の理想的なスタイルといいますかそういったものを先駆けて進めてくださったのかなと感じております。大変ありがたいなあと思います。またテーマにつきましても色々関心あるテーマで、スマートフォンの使い方やアンダーマネジメント、色々家庭に籠ったときにこういったテーマも大切でしょうし、またコロナに負けない身体づくりとか色々考えて発信してくださっています。大変ありがたいなあと思います。是非今後も進めていただければなあと思います。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問・ご意見はございますか。西田委員お願いします。

[西田委員]

先日ですね、長年の大切な友人が亡くなりました。お悔やみにあがりご家族とお話している時に息子さんが「母は公民館での活動がとても楽しかったようです。」と話されたのです。息子さんからその言葉を聞いて、私は悲しみの中にも嬉しい気持ちになりました。友人は長らく体調がすぐれず、遠出などはできなかったのですが、公民館での活動に家族の方もわかる程楽しみを持っていたことを知りました。公民館の活動が色々な人たちの生きる力や楽しみ、喜びになっているということを改めて実感いたしました。

公民館事業がコロナ禍でできないこともありましたが、その中でオンラインを活用した新たな学びの場を作るなど色々工夫されております。活動を大事にされていらっしゃる方が沢山おられることを踏まえて更に工夫をしてよい活動を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

[奥住中央公民館長]

ありがとうございます。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございますか。

なければ報告事項第17号を終了いたします。

報告事項第18号・令和3年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第18号 令和3年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書
(令和2年度事業)

[清水図書館長]

図書館長でございます。

報告事項第18号令和3年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、別紙のとおりご報告させていただきます。

恐れ入りますが、評価書の1ページをお開きください。

1.はじめにでは平成20年の6月の図書館法の改正を受け、平成21年3月31日に、日野市立図書館の運営状況の評価実施要綱を制定し、平成21年度から図書館の運営状況に関する評価を開始した経緯を記載しております。

ページをおめくりいただき、次ページの4.評価の実施方法をご覧ください。評価の対象事業について、図書館の活動実績や自己評価を第29期図書館協議会に報告し、委員の皆様から意見をいただき評価を行ったものでございます。

3ページ目、6.評価の結果をご覧ください。最初に図書館協議会の総括的意見を記載しております。3ページの下段から4ページにかけて令和2年度主要な取り組みでございませが新型コロナウイルス感染症防止の取り組みにつきまは、前例のない取り組みが求められる困難な状況下でございましたが、利用者の利便を大きく損なうこともなく、学びの継続を持続するために最大限の適切な対応を実施できたことを評価していただきました。同時に今後活かすため、今回の取り組みを記録に残すことが課題であるご意見もいただきました。

4ページをご覧ください。2段目、第3次図書館基本計画推進事業につきまは、地域館が進めています地域の特性を活かした取り組みが大変面白い、オンライン配信の取り組みは誰でも参加しやすい、ユニバーサルな企画であると評価をいただきました。3段目の(1)第4次子ども読書活動推進計画推進事業につきまは新型コロナウイルス感染症が拡大する中で家にも楽しめるサイトや「図書館員がやってみた」を図書館ホームページで紹介してみたことも、図書館が身近に感じられる取り組みとして面白い、とのご感想もいただきました。

5ページをご覧ください。乳幼児へのおはなし会の開催方法への提案や、小学生へのおはなし会は感染症対策を徹底し再開することを希望するというご意見もいただいております。中学生と作家の交流事業は企画運営を生徒が行っておりますが更に講師の選定から行えるようにするとより関心が高まるのではないかとご意見をいただきました。青少年へのサービスではヤングスタッフの活動がオンライン会議などを活用して継続できたことを評価していただきました。

6ページをご覧ください。学校支援につきまは、「本の森学級文庫」と「依頼による調べ学習のための資料の搬送」の2つの活動に対し課題を提言いただきました。

7ページをご覧ください。4.障害者サービス事業でございませ。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中でも対面朗読は、年間ではなく約10か月で前年より利用が増加しております。一方で未利用者への利用案内の周知や対象者のニーズの把握といった課題の把握がなされています。次に5.地域・行政資料のデジタル化事業でございませ。地域・行政資料を残すことは大変重要なこと、これを公開することで非来館型サービスが可能になったことを評価していただきました。同時に事業の継続のための要望、課題もいただきました。

8ページをご覧ください。第3次日野市立図書館基本計画に基づく取り組みにつきましても6つの取り組みに対しおおむね評価をいただいたところでございませ。地域との連携、図書館未利用者への働きかけ、資料費の拡充、人材育成、施設の整備等に関するご要望もいただきました。

続きまして11ページをご覧ください。図書館の自己評価でございませ。日野市立図書館は貸出を通じて市民と向き合うことを基本とし、市民一人ひとりが求める本や資料提供を行ってまいりました。令和2年度は新型コロナウイルスに翻弄された1年でしたがこの

方針を変えることはありませんでした。今回の評価の結果を受けまして課題の解決や改善に努め、新たな事業にもチャレンジし、これからも市民の図書館としての役割を果たすよう取り組んで参ります。

評価書の12ページ以降は各取り組みの評価表を掲載し、巻末には統計資料と参考資料を添付いたしました。報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。東委員、お願いします。

[東委員]

図書館のご報告ありがとうございました。図書館のホームページを拝見させていただいたのですが、年代によってページの構成が変えられており、子ども向け、ヤング向け、シニア向け等カテゴリーがページごとによりわかりやすくなっているなあと感じました。またデジタル化事業も非常に力を入れてくださっていて、今までの記録や紙媒体をデジタル化されているのは評価の中でも高い評価をいただいていますし、日野の財産になると思いました。

またヤングスタッフが頑張ってくくださっているということで、さまざまにアグレッシブな取り組みをしてくくださっていると思っています。記憶に新しいところでは島田潤一郎氏の講演会が開催されましたが、非常に好評を博しました。私もリモートで参加させていただきましたが、リアルとオンラインとハイブリッドで企画・イベントが行われていて、非常に良かったと思います。

また読書活動推進というところで、先ほどお話もありましたが絵本セットの貸し出しなどに関してもお楽しみ袋のように興味をそそられ、図書館の推進をしているのは非常に面白い取り組みだと思いました。これからもどうぞ頑張ってください。応援しております。

[高木教育長職務代理者]

ほかにもございますか。西田委員、お願いします。

[西田委員]

コロナ禍で一部サービスを制限しながらも、他市の多くの図書館が閉館している中で開館を継続していただいたことは、本当に感謝したいと思います。先ほどお話もありましたが貸出を通じて市民と向き合うことを基本とし、市民一人ひとりが求める資料の提供を行うこと。この方針は変えなかったとおっしゃいました。本当に私もそう思いました。滞在時間に制限がある中で「こういう本を読みたいのです。」と伝えると直ぐに準備をしてくださるのです。資料を探し出す手早さが私は本当にありがたいと思いました。

一つ心配なことはITが進む中で、子どもに本離れが起きていないかということです。子どもたちは本を読む前にICT機器を触りたくなくなってしまっていることも聞くと本離れが進んでしまうのではないかという心配がありましたが、今のお話の中では貸出数も増加しているということで安心しました。今後ますますITが進む中で図書館が魅力ある図書館として、存在して欲しいと思うのです。

先ほどからお話が出ていますように、教育委員会の評価をしてくださった蟹江杏さんが

評価の中で「フィンランドではコンビニの数より多くの図書館があり、利用人数も日本とは比べ物にならない。」とお話されていました。ああそうなのかと思いました。図書館を増やすことはできないにしても、多くの人が図書館をより身近に感じ、足しげく通い、一冊でも多く本を読んでもらえるような環境を工夫して作っていただきたいと思いました。

東委員からもお話がありましたが、島田潤一郎氏の講演へは私も参加し、幸いにも会場で直接聴くことができました。あまりにも良いお話でしたのでメモを取ったのですが「僕はなんていうか息子に沢山言いたい。生まれてきてよかったね、今日も明日もいいことあるね、と伝えたいのだ。ずっとずっといいことがある、大人になっても変わらずそんな風に思えてくれたら、思ってくれたらこんな嬉しいことはない。」と話されていたのです。今コロナ禍の中で自信を持って子どもたちに伝えることができる、そんな大人でありたいなと思った忘れられない言葉でした。昨年頂いたとても良い言葉でしたので、感謝の気持ちを込めて述べさせていただきます。ありがとうございました。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご質問・ご意見はございますか。

私、高木からですけれども、評価書を拝見したときに図書館協議会の総括的意見が非常に丁寧に書かれていると感じました。個別の案件についてですね、評価は評価としながらも期待や課題として色々な整理をされていて、なかなか難しい課題があるかと思いつつも、例えば学校支援なども2つの項目を比べてみて具体的にかなり細かく書かれています。是非関係者で課題について共有しながら事業展開をしていただければより良い図書館になっていくのではないかと私も期待していますので是非よろしく願いいたします。

ほかにご質問・ご意見はございますか。

なければ報告事項第18号を終了いたします。

報告事項第19号・令和3年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

○報告事項第19号 令和3年度日野郷土資料館の運営の状況に関する評価書 （令和2年度事業）

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。令和3年度日野郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和2年度事業）について、ご説明申し上げます。ふるさと文化財課は、令和3年度4月に組織改革を経て発足いたしましたが、本評価は統合前の郷土資料館に対する評価書になります。

平成20年度の博物館法改正に基づきまして、郷土資料館では平成29年度から、利用者、関係者と連携・協力を図り、事業推進することを目的として評価を実施しております。

評価方法といたしましては、毎年1回、郷土資料館協議会へ運営状況についての自己評価を提出し、会へ運営状況についての自己評価を提出し、協議会の評価を併せて評価書としてまとめ、教育委員会へ報告いたします。評価の対象といたしましてはお手元の資料の2ページをご覧ください。こちらに記載しております11の事業といたしました。

次に評価の結果でございます。評価書には11の事業個々について説明がありますが、個別の説明は割愛させていただきます。

続きまして、郷土資料館の自己評価についてご説明させていただきます。評価をいただきました郷土資料館協議会からは、郷土資料館が設立時からの理念でありました学校教育との連携、市民と協働による調査・研究事業に対して評価をいただいております。またQRコードを用いた解説、講座や事業のWEB配信など従来の展示や講演会とは異なった情報発信を試みたことに関しても評価をいただきました。これらの取り組みは、新型コロナウイルス感染症への対応という側面もございましたが、これからの博物館、資料館の情報発信の可能性を広げる新たなプランとして定着させ、発表させてまいりたいと考えております。

一方で課題もございます。ただ今申し上げました取り組みが、多くの市民の方にまだ知られていないというご指摘もいただいております。今後令和2年度に行いました動画配信やQRコードの活用といった活動を参考にしながら、新たな普及活動を模索し、実践してまいりたいと考えております。

また、文書資料や、どんと焼き、膳碗倉といった民俗資料などの資料の散逸・消失の危険性と、それらの資料をすみやかに調査し、保存する必要性が指摘されています。令和3年度から新しい課ができて、新しい体制のもとで悉皆的な調査を行い、それに基づく計画的な保存措置を講じていきたいと考えております。説明は以上になります。よろしくお願いたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了しました。ご質問・ご意見があればお願いします。東委員、お願いします。

[東委員]

ご報告ありがとうございます。以前新たな取り組み報告として、QRコードは年配の方でも読み取れ好評だと伺い、着眼ポイントが素晴らしかったと感じたことを覚えています。教えていただきたいのですが、高幡でしたか、QRコードを用いた解説を貼り付けており詳しい情報が見られるとのことですが、どのくらいの方々が読み取ったのかという事はわかるものなのでしょうか。

[金野ふるさと文化財課長]

何人くらいの方が利用したか、ということでしょうか。

[東委員]

はい。

[金野ふるさと文化財課長]

誠に申し訳ございませんがシステム上、把握できない状態となっております。後で「よかったよ」「見たよ」といったお言葉、評価をいただきながら利用していただいたことを認識する状態でございます。

[東委員]

わかりました。ありがとうございます。

[高木教育長職務代理者]

ほかにご意見はございますか。

なければ報告事項第19号を終了いたします。

[高木教育長職務代理者]

これより議案第27号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和3年度第6回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[高木教育長職務代理者]

以上を持ちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和3年度第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 16時06分